

カナダ
意匠規則

SOR/2008-268 により 2008 年 10 月 5 日最終改正
2012 年 10 月 31 日施行

目次

第 1 条	解釈
第 2 条	出願
第 3 条	通信
第 4 条	
第 5 条	
第 6 条	
第 7 条	
第 8 条	
第 9 条	出願
第 9.1 条	
第 10 条	
第 11 条	出願日
第 12 条	書類及び資料
第 13 条	
第 14 条	代理人
第 15 条	送達代理人
第 16 条	出願の補正
第 17 条	出願の回復
第 18 条	排他権の維持
第 19 条	譲渡
第 20 条	優先権
第 21 条	手数料
第 22 条-第 24 条	意匠規則の改正[改正]
第 25 条	施行

附則 1 (第 9 条(1))意匠の登録出願(省略)

附則 2 (第 9 条(1)及び第 10 条(3), 並びに第 18 条, 第 19 条及び第 21 条)手数料表

第1条 解釈

本条の定義は、本規則において適用する。

「法律」とは、意匠法をいう。

「代理人」とは、本規則の適用上、出願人の代理として行為をするよう出願人により指定された者又は事務所をいう。

「出願人」とは、願書に意匠の所有者として記名された者又は出願が係属中に意匠の譲渡を受けた者をいう。

「出願」とは、本規則に別段の定めがある場合を除き、法律第4条に基づいて提出の意匠登録出願をいう。

「長官」とは、特許庁長官をいう。

「庁」とは、特許庁意匠課をいう。

「登録所有者」とは、工業意匠に関し、その名称が工業意匠の所有者として工業意匠登録簿に記載された者をいう。

「送達代理人」とは、本規則の適用上、何らかの通知を受領するため出願人又は登録所有者により指名されたか、又は出願人若しくは登録所有者の代理として書類が送達されるべきであるカナダ所在の者又は事務所をいう。

第2条 出願

法律第4条(1)に基づく出願は、庁又は第3条(4)にいう施設に対しそれを配達することにより、大臣に提出しなければならない。

第3条 通信

(1) 長官又は庁向けにしようとする通信は、すべて長官宛てとしなければならない。

(2) 長官宛ての通信は、庁の通常の就業時間内に配達することができ、当該通信は配達当日に長官により受領されたものとみなす。

(3) (2)の適用上、長官宛ての通信が庁に対しその就業時間外に配達された場合は、当該通信は庁の翌就業日の通常の就業時間内に配達されたものとみなす。

(4) 長官宛ての通信は、長官宛ての通信を配達することができる施設として長官によりカナダ特許公報で指定された施設に対し当該施設の通常の就業時間内に配達することができ、かつ

(a) 当該配達施設に対し庁の就業日に配達された場合は、当該通信は配達当日に長官により受領されたものとみなす。また

(b) 当該配達施設に対し庁の非就業日に配達された場合は、当該通信は庁の翌就業日に長官により受領されたものとみなす。

(5) (4)の適用上、長官宛ての通信が施設に対し当該施設の通常の就業時間外に配達された場合は、当該通信は当該施設に対しその翌就業日の通常の就業時間内に配達されたものとみなす。

(6) 長官宛ての通信は、長官がカナダ特許公報で指定した電子的送信手段又はその他の送信手段により何時でも送信することができる。

(7) (6)の適用上、庁の所在する場所の現地時間により、通信が庁の就業日に配達された場合は、当該通信は配達当日に長官により受領されたものとみなす。

(8) (6)の適用上、庁の所在する場所の現地時間により、通信が庁の非就業日に配達された場合は、当該通信は庁の翌就業日に長官により受領されたものとみなす。

第4条

- (1) (2)に従うことを条件として、出願又は登録意匠に係わる長官宛ての通信は、場合により意匠の1出願又は1登録意匠に限るものとする。
- (2) (1)は、次の事項に係わる通信には適用しない。
- (a) 2以上の出願若しくは2以上の登録意匠について影響し、又は1又は2以上の出願及び1又は2以上の登録意匠に影響する譲渡又はライセンス
- (b) 2以上の登録意匠についての登録所有者の名称又は住所の変更
- (c) 2以上の出願についての出願人の名称又は住所の変更
- (d) 2以上の登録意匠についての登録所有者の送達代理人又は特許代理人の名称若しくは住所の変更
- (e) 2以上の出願についての出願人の送達代理人又は特許代理人の名称若しくは住所の変更
- (f) 2以上の意匠についての同日登録の請求、又は
- (g) 原出願及び第10条(3)にいう分離出願

第5条

法律又は本規則に基づいて提出する必要がある住所は、完全な郵便宛先であって、存在する場合は街路名及び番地並びに郵便番号を含まなければならない。

第6条

- (1) 出願に係わる通信は、次のものを含まなければならない。
- (a) 付与されている場合は、出願番号、及び
- (b) 出願人の名称
- (c) [廃止, SOR/2008-268, s. 1]
- (2) 登録意匠に係わる通信は、次のものを含まなければならない。
- (a) 意匠の登録番号、及び
- (b) 登録所有者の名称
- (c) [廃止, SOR/2008-268, s. 1]

第7条

- (1) (2)に従うことを条件として、長官は、出願に係わる通信を次の者を行わなければならない。
- (a) 単独出願人の場合は、当該出願人、又は
- (b) 2以上の出願人の場合は、
- (i) 1又は複数の他の出願人によりそれらの代理として行為することを委任された出願人、又は
- (ii) (i)に従って委任された出願人のいない場合は、願書に最初に記名された出願人
- (2) それらの代理権が取り消されておらず、かつ、次の書類において当該代理人が指名されているときは、長官は、出願に係わる通信を当該代理人と行うものとする。

- (a) 願書, 又は
- (b) 第 14 条に基づく届出書

第 8 条

- (1) (2)及び第 14 条に従うことを条件として, 長官は, 第 7 条に従って通信をすることができる者以外の者から受領した出願に関する通信を考慮してはならない。
- (2) 工業意匠の登録に対して異議申立をすることを記載し又はその明らかな意思を有して長官にされた通信は, 受領通知がされなければならないが, 行われた処分については如何なる情報も提供しないものとする。

第 9 条 出願

- (1) 第 2 条に基づいてなされる出願は, 附則 1 に記載の様式により作成し, かつ, 附則 2 項目 1 欄 2 に記載の該当する手数料の納付を伴わなければならない。
- (2) 出願書類は, 法律第 4 条(1)(b)に記載の宣言書に加え, 次の情報及び書類を含まなければならない。
 - (a) 出願人の名称及び住所, 並びに代理人が指名されている場合は当該代理人の名称及び住所
 - (b) 意匠の登録請求に関する完成品又は組物を特定する名称
 - (c) 法律第 4 条(1)(a)の適用上, 意匠を構成する特徴を特定する説明書
 - (d) 第 9.1 条に従う図面又は写真, 及び
 - (e) 出願人がカナダ所在の営業所を有していない場合は, 送達代理人の名称及び住所

第 9.1 条

- (1) 図面は, 少なくとも 2.5cm の余白を有していなければならない。
- (2) 図面又は写真による図はすべて, 次のものでなければならない。
 - (a) 意匠の特徴をはっきりと正確に確認することができるのに十分な品質のものであること
 - (b) 意匠が適用される物品をはっきりと正確に示していること, 及び
 - (c) 物品を単独で示していること
- (3) ただし, 複数の図を含む出願の場合において, 意匠が適用される物品の一部ではないものであって, それが物品又は物品の特徴がどのようなものであるかを明確にする一助になる場合は, 単一図面による単一図によりその背景を示すことができる。
- (4) 図面は, 次のように示さなければならない。
 - (a) 意匠を明確な実線で
 - (b) 意匠の一部を構成しない物品の部分を全体的に明確な実線で又は全体的に明確な点線で, 及び
 - (c) もしあれば, 背景を明確な点線で
- (5) (4)の適用上, 点線は, 次のものから構成される破線をいう。
 - (a) 均等間隔の短いダッシュ
 - (b) 均等間隔の点, 又は
 - (c) 均等間隔でかつ交互の短いダッシュ及び点

第 10 条

- (1) 出願は、単一物品若しくは組物又は複数の変形に適用される 1 意匠に係るものでなければならない。
- (2) 出願が(1)を遵守しない場合は、出願人又はその代理人は、単一物品若しくは組物又は複数の変形に適用される 1 意匠に出願を限定しなければならない。
- (3) (2)にいう出願において開示された他の如何なる意匠も、附則 2 項目 1 欄 2 に記載の該当する手数料が添えられた場合は、分離出願の対象にすることができる。

第 11 条 出願日

- (1) 法律第 29 条に従うことを条件として、出願日は、第 9 条(2)(a), (b)及び(c)により必要とされる情報及び意匠の図面又は写真を庁が受領した日とする。
- (2) 第 10 条(3)にいう分離出願は、それが次の通り出願された場合は、原出願と同一の出願日を有する。
 - (a) 原出願の意匠が登録される前、及び
 - (b) 原出願が放棄された場合は、原出願の回復のため第 17 条に規定する期間の満了前

第 12 条 書類及び資料

- (1) 大臣に提出するすべての書類は、明確かつ判読可能なものでなければならず、かつ、白黒で直接複製することができるように提出しなければならない。
- (2) 紙様式で提出する書類は、次のように印刷していなければならない。
 - (a) 片面のみに
 - (b) 写真を除き、白色用紙上に、かつ
 - (c) 寸法が 20cm から 22cm までの幅かつ 25cm から 36cm までの長さの用紙に
- (3) 出願及び登録意匠に関連して電子様式で提出される書類は、長官がカナダ特許公報で指定した電子様式によらなければならない。

第 13 条

- (1) 大臣は、同人に提出された書類であって、英語又はフランス語によらないものを拒絶するものとするが、ただし、申請人がこれら言語の 1 への書類の翻訳文を提出する場合はこの限りでない。
- (2) 出願の本文は、全体的に英語か又は全体的にフランス語によらなければならない。

第 14 条 代理人

- (1) (2)に従うことを条件として、出願人又は代理人として行動する者若しくは事務所がその者又は事務所は代理人である旨を記述して出願人が署名した届出書を長官宛てに提出しない限り、長官は、その者又は事務所を代理人として承認することができない。
- (2) (1)は、長官と通信する代理人が願書に指名されている場合は、適用しない。
- (3) 長官が、代理人と称しているがそれについて(1)に基づく届出書が提出されておらず、また、願書に指名されてもいない者又は事務所から通信を受領した場合は、長官は、その者又は事務所が代理人である旨を記述して出願人が署名した届出書を通知発行日から 60 日の猶予期間内に提出すべき旨をその者又は事務所宛てに書面により通知しなければならない。

(4) その者又は事務所が当該 60 日の期間内に届出書を長官に配達した場合は、長官は、通信が最初に提出された日をもって当該通信が提出されたものとみなす。

(5) 当該 60 日の期間内に届出書が受領されなかった場合は、長官は、当該通信書類をファイルから取り除き、最初から提出されなかったものとみなす。

(6) 代理人の選任は、出願人又は代理人による署名入りの取消届を長官に提出することにより、当該出願人又は代理人が取り消すことができる。

第 15 条 送達代理人

送達代理人に送付若しくは送達された出願又は登録意匠に係わる手続の通知書は、当該出願人又は登録所有者に当該通知書が送付され若しくは送達されたのと同じ効力を有するものとする。

第 16 条 出願の補正

(1) (2)に従うことを条件として、出願人は、補正を裏付ける情報及び資料を長官宛てに提出することにより、意匠登録前には何時でも出願に対する当該補正を請求することができる。

(2) 長官は、当該出願が関係する意匠を実質的に変更することになるような補正を受理することはできない。

第 17 条 出願の回復

法律第 5 条(4)に基づく出願の回復請求は、法律第 5 条(3)に基づいて当該出願が放棄されたとみなされた日の後 6 月以内に行わなければならない。

第 18 条 排他権の維持

(1) 登録所有者は、意匠の登録日に始まる 5 年の期間満了前に、当該意匠登録により付与された排他権を維持するために附則 2 項目 2 欄 2 に記載の手数料を納付しなければならない。

(2) 登録所有者が(1)を遵守しない場合において、当該登録所有者が、長官への請求により、次の通りするときは、当該人は、当該意匠登録により付与された排他権を維持することができる。

(a) 意匠の登録日に始まる 5 年の期間満了後 6 月以内に、当該請求を行い、かつ

(b) 附則 2 項目 2 及び項目 3 の欄 2 に規定する手数料を納付する。

第 19 条 譲渡

意匠における権利を付与する譲渡又はライセンスであって法律第 13 条に基づいて当該意匠について記録するために提出されるものには、附則 2 項目 4 欄 2 に規定の該当する手数料、及びその者の名義で当該権利を登録しようとする者が譲受人又はライセンシーであることを立証する証拠を添えなければならない。なお、この証拠には、当該譲渡又はライセンスを有効にする宣誓供述書又は書類の謄本を含めることができる。

第 20 条 優先権

(1) 法律第 29 条(1)に規定する 6 月以内に提出される優先権主張については、書面で行い、かつ、外国において又は関して意匠登録出願を最初にした日、国名及びその国により当該出

願に付与された番号を表示しなければならない。

(2) 優先権を求める意匠の登録前に何時でも、当該意匠と同一か又は混同を生じる程に類似する意匠について出願がされた場合は、長官は、優先権を主張する出願人にその旨を書面で通知し、かつ、次の書類を提出するよう求めなければならない。

(a) 当該主張が基礎とする外国出願の認証謄本、及び

(b) (a)にいう出願がされた特許庁からの出願日を示した証明書

(3) 優先権主張は、当該認証謄本及び証明書が提出されるまで停止される。

第 21 条 手数料

庁が提供する役務であって附則 2 のある項目の欄 1 に記載のものに対する所定の手数料は、当該項目の欄 2 に記載の手数料であり、カナダ歳入役に納付することを要する。

第 22 条-第 24 条 意匠規則の改正[改正]

第 25 条 施行

本規則は、1999 年 12 月 15 日から施行する。

附則 1 (第 9 条(1))意匠の登録出願(省略)

附則 2 (第 9 条(1)及び第 10 条(3), 並びに第 18 条, 第 19 条及び第 21 条)手数料表

欄 1		欄 2
項目	役務	手数料(\$)
1.	法律第 4 条(1)に従う意匠登録出願の審査	
	(a) 基本手数料	400.00
	(b) 10 頁を超える図面, 各頁当たりの加算	10.00
2.	第 18 条(1)又は(2)に従う意匠登録の維持	350.00
3.	第 18 条(2)に従う意匠登録の維持	50.00
4.	法律第 13 条(1)に従う譲渡又は意匠に影響する書類の記録, 各意匠当たり	100.00
5.	書類の紙面様式の謄本の提供, 各頁当たり	
	(a) 役務の利用者が庁の機器を使用して謄本を作成する場合	0.50
	(b) 庁が謄本を作成する場合	1.00
6.	書類の電子的様式の謄本の提供	
	(a) 各請求当たり	10.00
	(b) 請求に係わる各意匠当たりの加算	10.00
	(c) 物的媒体での謄本が請求される場合は, 最初のものに追加して請求される各物的媒体当たり	10.00
7.	書類の紙面様式の認証謄本であって, 連邦裁判所規則第 318 条又は第 350 条に基づいて作成される認証謄本以外のものの提供	
	(a) 各証明当たり	35.00
	(b) 各頁当たりの加算	1.00
8.	書類の電子的様式の認証謄本であって, 連邦裁判所規則第 318 条又は第 350 条に基づき作成の認証謄本以外のものの提供	
	(a) 各証明当たり	35.00
	(b) 請求に係わる各意匠当たりの加算	10.00
9.	登録の遅延	100.00
10.	放棄された出願の回復	200.00
11.	庁が犯したものでない誤記の結果請求された訂正証明書の交付	50.00
12.	意匠登録出願の早期審査の請求の処理	500.00